

## 液化石油ガススタンドに係る保安管理組織体制の運用要領

高圧ガス保安法の大幅な改正に伴い、液化石油ガススタンドの保安組織体制が緩和されましたが、本県としては一層の災害の未然防止を図る観点で、従来の行政指導内容を改正法に合わせつつ、引き続き保安管理体制の行政指導をしていくために、この要領を作成したものであります。

### 1 保安管理体制

専ら液化石油ガスを燃料とするスタンド事業者は、事業所ごとに次のとおり最高保安責任者等を選任し、職務を遂行すること。

#### (1) 最高保安責任者

事業所における高圧ガスの製造に係る保安業務を統括管理する者

#### (2) 保安指導員

高圧ガス製造に関する知識・経験を有し、最高保安責任者を補佐して保安に係る技術的な事項を管理する者

#### (3) 製造保安監督者

高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第62条第2項第1号に該当する者

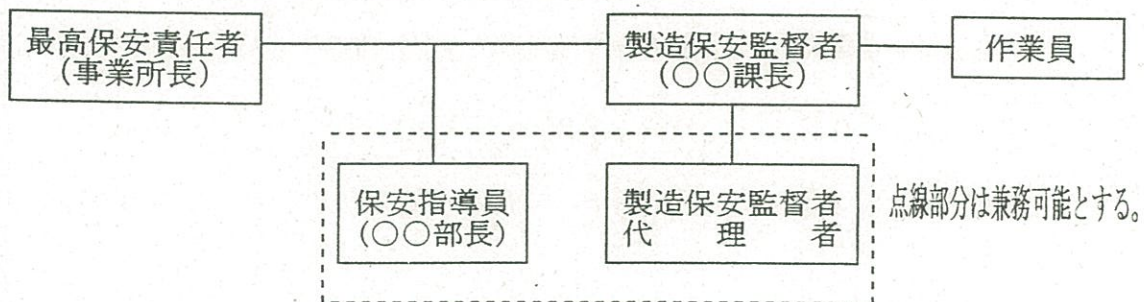
#### (4) 製造保安監督者代理者

製造保安監督者と同等の資格を有し、製造保安監督者が旅行、疾病等でその職務を実施できない場合に、その職務を代行する者

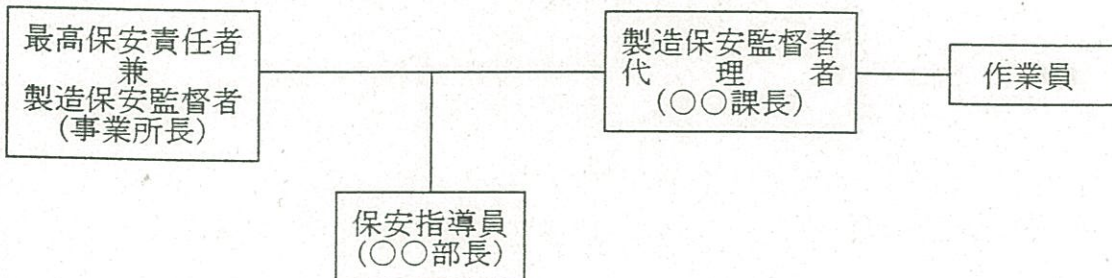
なお、従業員の交代制をとる場合には、製造保安監督者又はその代理者を事業所に配置する体制で差し支えないものとする。

### <例1> 液化石油ガススタンドの望ましい組織体系

(最高保安責任者が製造保安監督者を兼務しない場合)



### <例2> 小規模事業所の組織体系



2 新たな保安管理組織体制に係る手続き

最高保安責任者を選任又は解任したときは、様式第1により、保安指導員を選任又は解任したときは、様式第2により、製造保安監督者及びその代理者を選任又は解任したときは、様式第3により遅滞なく知事（横浜市以外にあっては地区行政センター所長）あて報告する。

なお、製造保安監督者及びその代理者を選任する場合の報告書には、保安組織図、免状の写しを添付すること。

また、保安組織体制に変更のあった場合には、高圧ガス保安法第26条第1項の規定により危害予防規程の変更届を提出すること。

従来の保安組織をそのまま継続する場合には、別途報告書により次のとおり組織体制の読み替えを行うことで処理し、危害予防規程の変更届の提出は要しないものとする。

従来の組織体制	読み替え後の組織体制
保安統括者 保安統括者代理者 保安係員 保安係員代理者	最高保安責任者 (該当する区分なし) 製造保安監督者 製造保安監督者代理者